

議案第二九号

三朝町消防団条例の一部を改正する条例について

三朝町消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十八年三月十一日提出

三朝町 上区

坂出 雅 乙

昭和三十八年三月十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町消防団条例の一部を改正する条例

三朝町消防団条例(昭和三十八年三朝町条例第十九号)の一部を次のように改める。

第二章中 第五号を次のように改める。

一、町に居住する年令満十八年以上五十年未満であること。

附 則

この条例は昭和三十八年四月一日から施行する。